

福山市立動物園骨格標本等の貸し出し要項

目的

福山市立動物園では、死亡した動物を有効利用する目的で骨格標本などの製作をしています。これらは、動物の身体の様子や生態を知る上で、とても有効な資料であるため、当園で展示するだけでなく、小学校・中学校・高等学校などにおける授業での副教材として、並びに博物館等の社会教育施設での活用を目的として実施します。

対象

福山市内、また近隣自治体の学校教育団体並びに博物館等の社会教育施設

貸出期間

原則として2週間以内とします。

利用料

貸出標本の利用料は無料です。ただし、標本の破損等があった場合には、別途協議により修理費用等を請求する場合があります。

利用方法

- ①事前にホームページで『骨格標本貸出リスト』を確認し、電話またはメールで予約する。
 - ②福山市立動物園で『骨格標本等借受書』を提出後、標本を受け取る。
 - ③利用後、福山市立動物園まで返却するとともに、『骨格標本等利用報告書』を提出する。
- ※宅配業者を利用した貸し出しは致しません。直接借り受け、返却して下さい。

注意事項

- ・骨格標本等は、紛失や破損をしないように丁寧に取り扱いして下さい。万が一、紛失や破損した場合には、直ちに福山市立動物園にご連絡下さい。また、破損した場合には、破損箇所全てを返却して下さい。
- ・骨格標本等は、利用目的以外で使用しないで下さい。
- ・大学や研究機関等への貸し出しは、『骨格標本貸出リスト』以外の標本を含め、別途対応いたします。